

消費生活かわらばん Vol.11

もしもに備えるデジタル終活



パソコンやスマートフォンが生活に浸透してきた昨今、利用者が亡くなられたあと、残されたデジタル遺産に関して、ご遺族が困る事態が発生しています。

今回は、いくつか事例を紹介しますので、デジタル終活の参考にいただければと思います。

★相談事例①

故人あてに請求書が届き、驚いて問い合わせをすると、電子書籍のサブスクリプションを契約していたことが分かった。

★相談事例②

亡くなった父の通販サイトの有料会員登録を解約したいが、IDやパスワードが分からず、手続きができない。

※事業者に連絡し、必要書類を提出することで解約ができる場合があります。あわてずに、問い合わせをしてみましょう。

★デジタル終活を始めよう！ ～準備しておきたいこと～

①デジタル遺品等のリストを作りましょう。

パソコンやスマートフォンのロック解除ができないことには、各種サービスの契約の確認が困難となります。デジタル遺品は、ネット銀行、スマホ決済サービスにとどまらず、定期購入、月額制サービス等、さまざまなものがあり、契約者以外からは見えにくい特徴があります。そのため、それぞれのIDやパスワードを含めたリストを事前に作っておき、いざというときには、家族に伝えられるようにしておくといいでしょう。普段から、クレジットカードやキャリア決済の明細に心当たりのない請求がないかチェックするのも役立ちます。

②パスワードにはマスキング

緊急時以外にパスワードを知られたくないときには、リストのパスワードに、修正テープを重ね付けしてマスキングしておくといいでしょう。万一の時には、削って確認することができますので、ぜひ試してみてください。

●困ったときは一人で悩まず消費生活センターへ！

消費生活総合センター (電話) 048-645-3421 (FAX) 048-643-2247
浦和消費生活センター (電話) 048-871-0164 (FAX) 048-883-4893
岩槻消費生活センター (電話) 048-749-6191 (FAX) 048-749-6193

消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しょうこちゃん

